

飼育動物診療施設廃止（休止・再開）届

年 月 日

秋田県知事

住所

氏名

飼育動物の診療施設を廃止（休止・再開）したので、獣医療法第3条の規定に基づき、次のとおり届出します。

1 飼育動物の診療施設

名称 :

所在地 :

廃止（休止・再開）の年月日 :

理由 :

2 エックス線装置

製作者名 :

型式 :

台数 :

廃止の年月日 :

廃止の理由 : (1) 使用しない
(2) 装置の変更
(3) その他（移転先で使用予定）

診療用エックス線装置廃止後の診療室の用途 :

飼育動物診療施設廃止（休止・再開）届の記載・届出上の留意事項

診療施設の休止（再開若しくは廃止）、又はエックス線装置を廃止した後10日以内に、届け出てください。

○ 2のエックス線装置について

- ① エックス線装置の廃止の理由は、該当する項目を○で囲んでください。
- ② エックス線装置の廃止した理由が「装置の変更」の場合には、診療施設届出事項変更届を提出してください。
- ③ エックス線装置廃止後の診療室の用途の欄には、エックス線装置廃止後におけるエックス線診療室の用途について、記入してください。